

第40回全国都市緑化仙台フェアロゴマーク使用に関する要綱

(令和4年5月26日 実行委員会事務局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する、第40回全国都市緑化仙台フェアロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークは、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 第40回全国都市緑化仙台フェアの協賛者が使用する場合
- (3) 実行委員会の構成団体が使用する場合
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用する場合
- (5) 第40回全国都市緑化仙台フェアの各会場で実施する催事・出展等の実施主体が使用する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の会長（以下「会長」という。）が適当と認めた場合

【主な使用例】

- ・事業所等における掲示
- ・ホームページへの掲載
- ・刊行物（各種パンフレット等）への掲載
- ・社員用名刺への表示

※使用例以外については個別に判断するものとする。

(使用承認申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（別記様式第1号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認は要しない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (2) 主催者が使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が適当と認めた場合

(使用承認)

第4条 会長は、前条第1項による申請があった場合、使用（変更）承認書（様式第3号）をもってロゴマークの使用を承認する。ただし、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 第40回全国都市緑化仙台フェアの品位を損なうおそれがある、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合

- (4) 事業所等が自己のロゴマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 暴力団による不当な行為に利用されるおそれがある場合
- (7) 前各号に掲げるものを勘案してロゴマークの使用が不適當であると会長が認めた場合

2 会長は、前項本文の規定によりロゴマークの使用を承認する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークを使用できる期間は、使用を承認した日から実行委員会が解散した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、会長が適當と認める場合は、これら以降の日までとすることができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長が承認した内容のとおりロゴマークを使用すること
- (2) 承認において会長が付した条件に従うこと
- (3) ロゴマークを独占的に使用しないこと
- (4) 承認を受けたロゴマークの使用について、他人に譲渡し、又は転貸しないこと
- (5) 実行委員会により定められた意匠（色、形、字体等）を正しく使用し、これを改変しないこと
- (6) ロゴマークの使用を承認した制作物等については、完成後、速やかに実行委員会に提出すること（完成品の提出が困難である場合は、その写真を提出すること）

(商品販売の禁止)

第8条 ロゴマークは、商品販売を目的として使用してはならない。ただし、特段の理由により会長が認める場合はこの限りではない。

(承認内容の変更等)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（別記様式第2号）に必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用内容の変更の承認については、第4条から前条までの規定を準用する。

(承認の取り消し等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用承認を取り消し、ロゴマークの使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマークの使用者が承認書の内容、承認において会長が付した条件又は第7条の遵守事項に違反した場合
- (2) 使用承認申請書又は使用内容変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 前2号に掲げるものを勘案してロゴマークの使用が不適當であると会長が認めた場合

2 前項の承認の取り消しは、使用承認取消書（別記様式第4号）をもって行うこととする。

3 会長は、ロゴマークの使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（雑則）

第11条 実行委員会は、ロゴマークの使用承認を行った者に対し、ロゴマークの使用に係る経費又は役務を一切負担しない。

2 実行委員会は、ロゴマークの使用承認を行った者がロゴマークの使用により被った損失等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から実施する。